

「東京都里親認定基準」を改正しました

東京都では、児童福祉審議会における検討結果を踏まえ、この度、「東京都里親認定基準」を改正しました。具体的には、年齢や配偶者がいない場合の要件等を見直し、平成30年10月1日から施行します。今後、本基準に基づき、社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、子供の最善の利益を第一に考え、家庭的養護を一層推進していきます。

主な改正内容

◇ 年齢要件

現行： 養育家庭	25歳以上 65歳未満	改正： 養育家庭	なし
養子縁組里親	25歳以上 50歳未満	養子縁組里親	原則 25歳以上

◇ 経済要件

現行： 世帯収入が生活保護基準以上	改正： 経済的に困窮していない、かつ、世帯収入が生活保護基準以上
-------------------	----------------------------------

◇ 居住要件

現行： 居室が2室10畳以上 家族構成に応じた適切な広さ	改正： 家族の構成に応じた適切な環境 ※「住生活基本計画」(国交省)の最低基準を満たす
---------------------------------	--

◇ 配偶者がいない場合の要件

現行： 補助者が必要 ※20歳以上の親族もしくは事実婚の同居者	改正： 補助者が原則必要 成人の親族もしくは親族以外の同居者も可 ※ 親族以外の同居者は同居状態の継続性・安定性を十分に考慮 ※ 特段の事情がある場合は、単身者も可能
------------------------------------	--

< 基準改正の公表について >

- 福祉保健局ホームページに掲載しています。

福祉保健局トップページ⇒組織・業務案内⇒育成支援課⇒育成支援課からのお知らせ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/index.html>

(問合せ先)

福祉保健局少子社会対策部育成支援課 玉岡・平見

電話 03-5320-4120 (直通)

内線 32-610、632

里親の認定基準が改正されます

このたび、東京都里親認定基準を改正いたしました。

平成30年10月1日から施行となりますので、今後里親認定の申し込みをされる方は、基準改正の内容をご確認の上、お申し込みください。

里親の種類

養育家庭

養子縁組を目的とせず、一定期間児童を養育する家庭

専門養育家庭

専門的ケアを必要とする被虐待児等の問題を有する児童及び障害児を養育する家庭

養子縁組里親

養子縁組を前提として児童を養育する家庭

親族里親

両親の死亡などにより養育ができない等の一定の要件を満たす児童を養育する、当該児童の扶養義務者及びその配偶者からなる家庭

主な改正内容

1 年齢要件における上限等を撤廃します！【養育・養子】

現行

養育家庭 → 25歳以上65歳未満
養子縁組里親 → 25歳以上50歳未満

改正

養育家庭 → なし
養子縁組里親 → 原則25歳以上

2 経済要件における収入以外の確認を明確化します！【養育・養子】

現行

世帯収入が生活保護基準以上

改正

経済的に困窮していない、かつ、世帯収入が生活保護基準以上
※負債についても確認

3 居住要件における家族構成に応じた広さ(m²)を明確化します！【養育・養子】

現行

居室が2室10畳以上
家族構成に応じた適切な広さ

改正

家族の構成に応じた適切な環境
※「住生活基本計画」(国交省)の最低基準を満たすこと

4 配偶者がいない場合の要件を緩和します！【養育】

現行

補助者が必要
※20歳以上の親族もしくは事実婚の同居者

改正

補助者が原則必要
成人の親族もしくは親族以外の同居者も可
※親族以外の同居者は同居状態の継続性・安定性を十分に考慮
※特段の事情がある場合は、単身も可能

申請日と審査基準

平成30年9月までは改正基準の施行に向けた周知期間となります。施行前の申請は現行基準による審査となりますので、ご注意ください。

平成30年					平成31年					
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年9月までに新規里親申請					平成30年10月以降に新規里親申請					
↓					↓					
現行基準による審査になります					改正基準による審査になります					

※その他の改正内容については、東京都HPをご確認ください。
※お申し込み窓口はお住まいの地域の児童相談所になります。
※ご不明な点は育成支援課または児童相談所へご連絡ください。

東京都福祉保健局 少年社会対策部
育成支援課 里親担当
電話 03-5320-4135
FAX 03-5388-1406